明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　一

〔省　令〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働二）　三

○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）　三

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六一）　三〇

〔告　示〕

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（農林水産一三一五）　三四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同一三一六）　三四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同一三一七）　三五

○建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（経済産業・国土交通・環境一）　三五

○長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件（国土交通八三二）　三七

○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件（同八三三）　三六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を定める件の一部を改正する件（同八三四）　四七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書を定める件の一部を改正する件（同八三五）　四九

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容（同八三六）　五二

○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部を改正する件（同八三七）　五二

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　五三

地方公共団体　行旅死亡人、公示送達関係　六六

会社その他　六七

会社決算公告　七〇

府令・省令

○内閣府　国土交通省令第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫